

インターネットショップ 出店・開設支援

出店したことがないインターネット通販サイトへ初めて出店する場合や自社のインターネットショップを新規開設する場合の経費の一部を助成します。

令和5年4月3日 から申請受付開始 予算満了時点で終了します

対象者

- 台東区内に本店(法人)・事業所(個人事業主)および営業の本拠を有する中小企業
※ 農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。
- 申請前にインターネットショップ開設・出店に向けて中小企業診断士の相談を受けた方

事業概要

※ 助成金の申請日以降、令和6年3月15日(金)までに支出する経費が対象です。

助成限度額・助成率	経費区分	助成対象経費
最大10万円 対象経費の 1/2以内	サービス利用料	通販サイト等に初めて出店する際に必要な固定経費 ・ 初期費用 ・ 出店費用(月額費用や年額費用の初期3ヶ月分のみ)
	制作費	素材(静止画、動画等)の制作費用や店舗構築費用
	委託費・外注費	商品撮影委託費用、初めて出店する際に必要不可欠なショップ全体の制作費用 ※委託先が、委託内容を事業として実施している場合が対象です。

本事業におけるインターネットショップ・通販サイトの定義

- インターネット通販サイト:ウェブサイト内に複数の販売業者が商品情報を掲載し、受注から決済までの手続きが可能なサイト
- インターネットショップ:ウェブサイト内に商品情報を掲載し、受注から決済までの手続きが可能なサイト

○ 対象となる場合

- 自社のインターネットショップ開設及び通販サイトへの出店が*初めての場
*初めての場
- 自社のインターネットショップを開設しているが、通販サイトへ*初めて出店する場合
- 通販サイトへ出店しているが、自社のインターネットショップを*初めて開設する場合
- 今まで出店したことがない通販サイトへ出店する場合(A通販サイトに出店しているが、B通販サイトへ初めて出店する場合など)

× 対象とならない場合

- × 本助成金の助成決定前に行った事業
- × 既に開設している通販サイト又はネットショップの改修
- × 過去に閉鎖した自社ショップの改修・再制作、通販サイトへの再出店
- × 助成金申請前に契約・履行や経費の支払いが済んでいる場合

× 対象とならない経費

- × パソコンやデジタルカメラ等の汎用性が高く目的外使用になりうるもの
- × サーバーやドメインの取得費用、月額費用、通信費
- × 販売手数料、決済手数料
- × 市場価格と比較して著しく高額な場合
- × 消費税

事業の流れ

中小企業診断士相談 予約方法

1. 相談方法

窓口に来所
(台東区小島2-9-18中小企業振興センター)

or

Zoomでオンライン相談

2. 日時

月曜日～金曜日の下記いずれかの時間
(祝日は除く)

- ①10:00～11:00、②11:00～12:00
- ③13:00～14:00、④14:00～15:00
- ⑤15:00～16:00

3. お電話にてご予約

電話番号:03-5829-4124

※経営支援課 企業・人材育成担当 直通

4. 事前ヒアリングシートの提出

(公財)台東区産業振興事業団ホームページ
のフォームより、ご入力・提出ください。

【提出期限】

相談日の2日前まで(土日祝除く)

(公財)台東区
産業振興事業団
HP



中小企業診断士
相談の予約～
ヒアリングシート
の提出

相談実施

助成金申請
(郵送 または 持参)

申請内容の審査～
助成決定
※事業団が行います

インターネットショップ
出店・開設
(経費の支払を含みます)

実績報告
2024年3月15日締切

実績報告の審査～
助成金交付
※事業団が行います

インターネットショップ出店・開設をより
良いものにするため、中小企業診断士が、
課題解決のお手伝いをいたします！

申請時提出書類

①【法人】登記簿謄本の写し

- ・ 台東区に本店登記がされているもの
- ・ 発行後3か月以内のもの

【個人事業者】開業届の写し

- ・ 台東区に本拠地があるもの

②所定申請用紙(申請書・事業計画書・申請 前確認リスト)

※ 事業団ウェブサイトよりダウンロードし
てください

③見積書など資金計画の根拠となるもの

※ 経費の内訳が明確に分かるものをご提出
ください。

④【委託費・外注費を計上される方】 委託内容を事業として実施していることが 確認できる委託先のウェブサイトの写し等

※ 書類の不備等がある場合、申請書の再提出
となる場合があります。事前に電話にて内
容確認等をしてください。

留意点

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 申請は、1企業、年1回までです。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 事業実施が困難となった場合には、速やかにご連絡ください。
- ・ 事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団の職員が事業所へお伺いする場合がございます。

お問合せ・お申込み先

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL 03-5829-4124

FAX 03-5829-4127

URL <https://www.taito-sangyo.jp/>

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分